

産学連携の協力推進に係る協定書

国立大学法人和歌山大学（以下「甲」という。）と商工組合中央金庫和歌山支店（以下「乙」という。）は、地域を中心とした産学連携の協力推進のため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力して甲の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元すること及び緊密な情報交換等を行うことにより地域の産学連携を推進し、もって地域中小企業等及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1） 甲の研究成果等のシーズと地域中小企業等の技術ニーズとのマッチングのコーディネート
- （2） 地域中小企業等からの技術相談に関する支援
- （3） 地域中小企業等の技術ニーズの情報収集及びそれに対する情報提供
- （4） その他甲と乙の合意した事項

（実施体制）

第3条 甲及び乙は、前条の活動を推進するため相互に連携窓口を設置する。

- 2 前条の連携・協力をするにあたって必要な事項は、双方の担当者等で協議する。

（費用負担）

第4条 第2条の協力事項の実施に関し、甲及び乙それぞれにおいて発生した費用については、原則としてそれぞれが自ら負担するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条各号の連携・協力により、知り得た情報のうち、双方の協議において秘密にすべきと判断された情報（公知となったものは除く。以下「秘密情報」という。）に対して秘密保持の義務を負うものとする。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を相手方の事前の同意なしに第三者への漏洩又は開示をしてはならない。
- 3 本協定解除後5年間は、甲及び乙の秘密保持義務は消滅しないものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年2月28日までとする。
ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成18年2月28日

甲 和歌山市栄谷930番地

国立大学法人和歌山大学

学 長

小田



乙 和歌山市本町3丁目27番地

商工組合中央金庫和歌山支店

支店長

本田 政人

